

(仮称) 小田原市市民活動・協働応援制度について

※現時点で想定している制度概要であり、今後変更する場合があります。

1 目的

市民活動団体が単独もしくは協働で実施する事業を財政的に支援することにより、市民活動の活性化と自立を促すとともに、自立した市民活動団体の発意で行政との協働に取り組む制度を運用することにより、新しい発想や柔軟性、専門性等を施策に十分に活かし、もって地域社会の課題解決や新たな市民サービスの創出を促進し、市民の創意を活かした市民主体のまちづくりを進めることを目的とする。

2 現行制度との比較

現行制度	市民活動応援補助金			提案型協働事業		
	スタートアップ	ステップアップ プランA プランB		市民提案型	行政提案型	
対象	市民活動団体（単独）			市民活動団体と行政		
回数	1 団体 1 回	1 事業 3 回		1 事業 3 回		
上限額	10 万円	20 万円	30 万円	100 万円（目安）		
補助率	100%	70%	50%	※負担金等		
新制度	コース	①スタートアップ	②ステップアップ	③市民タイアップ	④市民×行政 コラボアップ	⑤市民×行政 協働
	対象	市民活動団体（単独）		市民活動団体 地域、事業者等	市民活動団体と行政	
	回数	1 団体 1 回	1 事業 3 回	1 団体 3 回	1 団体 2 回	1 事業 3 回
	上限額	10 万円	20 万円	30 万円	30 万円	100 万円（目安）
	補助率	100%	70%	70%	90%	※負担金等
	制度名	(仮称) 市民活動・協働応援制度				

注：統合、創設の注釈は、現行制度の「スタートアップ」「ステップアップ」が新制度の①②と統合され、現行の「提案型協働事業」が新制度の④⑤と創設されることを示している。

- 3 審査 ①から④は市民活動推進委員会、⑤は部会が、それぞれ次の選考の視点に基づき行う。
(コースごとに、網掛けしている選考の視点に基づく。)

【選考の視点】

項目	主な内容	①	②	③	④	⑤
公益性	事業が市民に開かれ、社会貢献度が高い。					
自主性	事業に対する熱意、チャレンジ性に溢れている。					
創造性	事業に対するアイデア、工夫に富んでいる。					
継続性	将来にわたり、事業が継続される可能性が高い。					
発展性	本補助をきっかけに、事業が成長する可能性が高い。					
事業実現性	事業が、実行可能な方法、スケジュール、予算で立案されている。					
費用対効果	事業費の積算が適正である。補助金の用途が適当である。					
相乗効果	協働による相乗効果が期待できる。					
役割分担	役割分担は適切であり、それぞれの特性が活かされている。					
市施策との整合性	市の総合計画と方向性が合致している。					

5 制度の流れ

(1) ①から④のコース（令和6年度実施事業分）

年度	月等（時期）	内容
R5	11月	所管課へ参考キーワード（協働で取り組みたいこと）の照会 ※④にのみ関係
	12月上旬 ～1月中旬	市民活動団体からの補助金交付事業を公募 （相談及び受付はUMECOで実施）
	2月中旬	委員会による第一次審査（書類審査）
	3月中旬	委員会による第二次審査（公開プレゼンテーション）
	3月下旬	市議会での予算の議決
R6	4月	交付決定後、1か月以内に補助金を交付
	4月～	事業実施・中間報告 事業終了後、速やかに実績報告書を提出
R7	6月中旬	事業報告会

(2) ⑤のコース（令和7年度実施事業分）

年度	月等（時期）	内容	
R6	4月	所管課へ事業テーマ（協働で取り組みたいこと）の照会	
	5月～6月	事業企画提案を公募	継続事業については、 ・7月まで公募 ・第一次審査まで免除
	7月	提案団体と所管課の意見交換	
	8月上旬	部会による第一次審査（書類審査）	
	8月～9月	提案団体と所管課の意見交換、最終的な提案書の作成	
	10月上旬	部会による第二次審査（公開プレゼンテーション）	
	10月～3月	提案団体と所管課による役割分担や事業費等の協議	
	3月下旬	市議会での予算の議決	
R7	4月	協定等の締結、負担金等の支払い	
	4月～	事業実施・中間報告 事業終了後、速やかに実績報告書を提出	
R8	6月中旬	事業報告会	

【参考】現行制度における実施事業

- (1) 小田原市市民活動応援補助金交付事業（令和5年度分のみ）…資料1-11のとおり
 (2) 小田原市（市民・行政）提案型協働事業 …資料1-12のとおり